

議案第六十号

杉並区産業融資資金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年九月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区産業融資資金条例の一部を改正する条例

杉並区産業融資資金条例（昭和四十三年杉並区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の」を「、次の」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 小口融資資金 小規模企業者の事業に必要な次に掲げる資金

ア 普通資金 小規模企業の経営の安定を図るための設備資金、一般運転資金及び年末運転資金

イ 商店街店舗改装促進資金 同一商店街に属する小規模企業者が、同時に店舗改装を行うための設備資金

ウ 経営活性化資金 産業構造の変化に対応し、事業活動を活性化させるための資金

エ 大型店対策資金 大規模小売店舗により、経営に影響を受け、又は影響を受けるおそれのある小規模企業者がその対策を行うための資金

オ 経営基盤強化資金 経済情勢に的確に対応し、経営基盤を強化するための資金

カ 転業資金 小規模企業者が転業するための資金

キ 特例資金 小規模企業者が経済の急変等に対応するための緊急運転資金及び小規模企業者が災害を受けた際の復旧資金

第四条ただし書中「並びに特例融資資金」を、「特例融資資金」に改め、「緊急運転資金」の下に「並びに小口融資資金（普通資金の設備資金及び一般運転資金並びに特例資金の緊急運転資金に限る。）」を、「同一」の下に「又は別に定める同種」を加え、同条第一号中「商店街店舗改装促進融資資金、経営活性化融資資金、大型店対策融資資金、経営基盤強化融資資金及び特例融資資金」を、「商店街店舗改装促進融資資金、経営活性化融資資金、大型店対策融資資金、経営基盤強化融資資金、特例融資資金及び小口融資資金（転業資金を除く。以下この号において同じ。）」に改め、同号ウ中「及び特例融資資金」を、「特例融資資金及び小口融資資金」に改め、同条第四号中「転業融資資金」の下に「及び小口融資資金（転業資金に限る。以下この号において同じ。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 小口融資資金にあつては、別に定めるところにより、区長が、融資のあつせんを特に必要と認める小規模企業者

第六条第一項中「特例融資資金」の下に「及び小口融資資金」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、普通融資資金の設備資金の限度額は、現に当該資金及び小口融資資金（普通資金の設備資金に限る。）の融資を受けている場合は、普通融資資金の設備資金の限度

額からこれらの資金の融資残高の合計額を減じた額とし、普通融資資金の一般運転資金の限度額は、現に当該資金及び小口融資資金（普通資金の一般運転資金に限る。）の融資を受けている場合は、普通融資資金の一般運転資金の限度額からこれらの資金の融資残高の合計額を減じた額とする。

第六条第二項中「別に」を「、別に」に改め、「現に」の下に「当該資金及び小口融資資金（特例資金の緊急運転資金に限る。）の」を加え、「融資残高」を「これらの資金の融資残高の合計額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 小口融資資金の限度額、据置期間及び償還期間は、別に定める。この場合において、小口融資資金の限度額は、一千二百五十万円以内とする。

第八条中「据置期間経過後、」を「一括償還（小口融資資金に限る。）又は据置期間経過後の」に改める。

第十一条第二項中「及び特例融資資金」を「、特例融資資金及び小口融資資金（普通資金及び転業資金を除く。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

小口融資資金を創設する必要がある。

杉並区産業融資資金条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(融資資金の種類)</p> <p>第二条 産業融資資金(以下「融資資金」という。)の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 十 略</p> <p>十一 小口融資資金 小規模企業者の事業に必要な次に掲げる資金</p> <p>ア 普通資金 小規模企業の経営の安定を図るための設備資金、一般運転資金及び年末運転資金</p> <p>イ 商店街店舗改装促進資金 同一商店街に属する小規模企業者が、同時に店舗改装を行うための設備資金</p> <p>ウ 経営活性化資金 産業構造の変化に対応し、事業活動を活性化させるための資金</p> <p>エ 大型店対策資金 大規模小売店舗に</p>	<p>(融資資金の種類)</p> <p>第二条 産業融資資金(以下「融資資金」という。)の種類は次のとおりとする。</p> <p>一 十 略</p>

より、経営に影響を受け、又は影響を受けるおそれのある小規模企業者がその対策を行うための資金

才 経営基盤強化資金 経済情勢に的確に対応し、経営基盤を強化するための資金

カ 転業資金 小規模企業者が転業するための資金

キ 特例資金 小規模企業者が経済の急変等に対応するための緊急運転資金及び小規模企業者が災害を受けた際の復旧資金

(あつせん対象者の要件)

第四条 融資資金の融資のあつせんを受けることができるものは、融資資金の種類ごとに、次に掲げる要件を備えており、かつ、第一号、第三号及び第四号にあつては、規則で定める業種に属する事業を営業者とする。ただし、普通融資資金の設備資金及び一般運転資金、特例融資資金の緊急

(あつせん対象者の要件)

第四条 融資資金の融資のあつせんを受けることができるものは、融資資金の種類ごとに、次に掲げる要件を備えており、かつ、第一号、第三号及び第四号にあつては、規則で定める業種に属する事業を営業者とする。ただし、普通融資資金の設備資金及び一般運転資金並びに特例融資資金の緊急

急運転資金並びに小口融資資金（普通資金の設備資金及び一般運転資金並びに特例資金の緊急運転資金に限る。）を除き、この条例による同一又は別に定める同種の融資資金の融資を現に受けているものは、除くものとする。

一 普通融資資金、商店街店舗改装促進融資資金、経営活性化融資資金、大型店対策融資資金、経営基盤強化融資資金、特例融資資金及び小口融資資金（転業資金を除く。以下この号において同じ。）

ア及びイ 略

ウ 商店街店舗改装促進融資資金、経営活性化融資資金、大型店対策融資資金、経営基盤強化融資資金、特例融資資金及び小口融資資金にあつては、別に定めるところにより、区長が、融資のあつせんを特に必要と認める中小企業者

二及び三 略

急運転資金

条例による同一  
資金の融資を現に受けているものは、除くものとする。

を除き、この  
の融資

一 普通融資資金、商店街店舗改装促進融資資金、経営活性化融資資金、大型店対策融資資金、経営基盤強化融資資金及び特例融資資金

ア及びイ 略

ウ 商店街店舗改装促進融資資金、経営活性化融資資金、大型店対策融資資金、経営基盤強化融資資金及び特例融資資金にあつては、別に定めるところにより、区長が、融資のあつせんを特に必要と認める中小企業者

二及び三 略

四 転業融資資金及び小口融資資金（転業

資金に限る。以下この号において同  
じ。）

ア及びイ 略

ウ 小口融資資金にあつては、別に定め  
るところにより、区長が、融資のあつ

せんを特に必要と認める小規模企業者

（融資資金の限度額等）

第六条 融資資金（特例融資資金及び小口融  
資資金を除く。以下この項において同  
じ。）の限度額、据置期間及び償還期間  
は、次のとおりとする。ただし、普通融資  
資金の設備資金の限度額は、現に当該資金  
及び小口融資資金（普通資金の設備資金に  
限る。）の融資を受けている場合は、普通  
融資資金の設備資金の限度額からこれらの  
資金の融資残高の合計額を減じた額とし、  
普通融資資金の一般運転資金の限度額は、  
現に当該資金及び小口融資資金（普通資金  
の一般運転資金に限る。）の融資を受けて

四 転業融資資金

ア及びイ 略

（融資資金の限度額等）

第六条 融資資金（特例融資資金  
を除く。以下この項において同  
じ。）の限度額、据置期間及び償還期間  
は、次のとおりとする。ただし、普通融資  
資金の設備資金及び一般運転資金におい  
て、現に融資を受けている場合は、当該資  
金の限度額から融資残高を減じた額を限度  
額とする。

いる場合は、普通融資資金の一般運転資金の限度額からこれらの資金の融資残高の合計額を減じた額とする。

略	融資資金の種類	略	限度額	略	据置期間	略	償還期間
---	---------	---	-----	---	------	---	------

2 特例融資資金の限度額、据置期間及び償還期間は、別に定める。この場合において、緊急運転資金の限度額は七百万円（現に当該資金及び小口融資資金（特例資金の緊急運転資金に限る。）の融資を受けている場合は、七百万円からこれらの資金の融資残高の合計額を減じた額）以内とし、復旧資金の限度額は三百万円以内とする。

3 小口融資資金の限度額、据置期間及び償還期間は、別に定める。この場合において、小口融資資金の限度額は、一千二百五十万円以内とする。

（償還方法）

略	融資資金の種類	略	限度額	略	据置期間	略	償還期間
---	---------	---	-----	---	------	---	------

2 特例融資資金の限度額、据置期間及び償還期間は別に定める。この場合において、緊急運転資金の限度額は七百万円（現に融資を受けている場合は、七百万円から融資残高を減じた額）以内とし、復旧資金の限度額は三百万円以内とする。

（償還方法）



第八条 融資資金の償還方法は、一括償還

(小口融資資金に限る。)又は据置期間経過後の元金均等月賦償還とする。ただし、据置期間経過後は、いつでも繰り上げて償還することができる。

(利子補給)

第十一条 略

2 前項の規定にかかわらず、区長は、商店街近代化融資資金、商店街店舗改装促進融資資金、経営活性化融資資金、大型店対策融資資金、経営基盤強化融資資金、創業支援融資資金、特例融資資金及び小口融資資金(普通資金及び転業資金を除く。)に係る利子補給率を年七・〇パーセント以内とすることができる。

第八条 融資資金の償還方法は、据置期間

経過後、

元金均等月賦償還とする。ただし、据置期間経過後は、いつでも繰り上げて償還することができる。

(利子補給)

第十一条 略

2 前項の規定にかかわらず、区長は、商店街近代化融資資金、商店街店舗改装促進融資資金、経営活性化融資資金、大型店対策融資資金、経営基盤強化融資資金、創業支援融資資金及び特例融資資金に係る利子補給率を年七・〇パーセント以内とすることができる。